判事	一号	一、一七五、〇〇〇円
	二号	一、〇三五、〇〇〇円
	三号	九六五、〇〇〇円
	四号	八一八、〇〇〇円
	五号	七〇六、〇〇〇円
	六号	六三四、〇〇〇円
	七号	五七四、〇〇〇円
	八号	五一六、〇〇〇円
判事補	一号	四二一、一〇〇円
	二号	三八七、四〇〇円
	三号	三六四、五〇〇円
	四号	三四一、二〇〇円
	五号	三一九、二〇〇円
	六号	三〇四、一〇〇円
	七号	二八六、八〇〇円
	八号	二七六、五〇〇円
	九号	二五四、一〇〇円
	十号	二四五、二〇〇円
	十一号	二三八、五〇〇円
	十二号	二三二、四〇〇円
簡易裁判所判事	一号	八一八、〇〇〇円
	二号	七〇六、〇〇〇円
	三号	六三四、〇〇〇円
	四号	五七四、〇〇〇円
	五号	四三八、五〇〇円
	六号	四二一、一〇〇円
	七号	三八七、四〇〇円
	八号	三六四、五〇〇円
	九号	三四一、二〇〇円
	十号	三一九、二〇〇円
	十一号	三〇四、一〇〇円
	十二号	二八六、八〇〇円
	十三号	二七六、五〇〇円
	十四号	二五四、一〇〇円
	十五号	二四五、二〇〇円
	十六号	二三八、五〇〇円
	十七号	二三二、四〇〇円

附　則

（施行期日等）

1　この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律（次項において「新法」という。）の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

（給与の内払）

2　新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の裁判官の報酬等に関する法律の規定に基づいて支給された報酬その他の給与（裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百二十九号）附則第三条の規定に基づいて支給された報酬を含む。）は、新法の規定による報酬その他の給与（同条の規定による報酬を含む。）の内払とみなす。

法務大臣　上川　陽子
内閣総理大臣　安倍　晋三

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十九年十二月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第八十三号

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）

区分	俸給月額
検事総長	一、四六六、〇〇〇円
次長検事	一、一九九、〇〇〇円
東京高等検察庁検事長	一、三〇二、〇〇〇円
その他の検事長	一、一九九、〇〇〇円